

子ども・子育て支援事業計画における中間年(平成29年度)の見直しについて

1 国の考え方

平成29年1月27日付けの内閣府子ども・子育て本部参事官による事務連絡により、見直しのための考え方(作業の手引き)が次のとおり示されました。

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策における見直しの要否の基準

- ① 平成28年4月1日現在の支給認定区分ごと(3号認定については0歳児と1・2歳児ごと)の子どもの実績値が、区計画における量の見込みよりも10%以上乖離がある場合は、原則として見直しが必要
- ② ①に該当しない場合でも、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合

(2) 見直しの手順

- ① 既存計画の「量の見込み」と実績値を比較し、上記基準に照らして見直しの要否を判断
- ② 「量の見込み」の見直しにおいては、直近の人口推計に基づく推計児童数に、平成28年4月時点における支給認定区分ごとに児童数に占める支給認定こどもの割合の数値を乗じて得た数値を「見直し後の量の見込み(人)」とする。

2 区の考え方

上記の国の考え方を踏まえ、0～2歳児の平成27年度及び28年度における量の見込みの実績についてみると次のとおりとなります。

平成27年4月1日基準			平成28年4月1日基準		
量の見込み	0歳	1歳・2歳	量の見込み	0歳	1歳・2歳
計画上の数値	425人	1539人	計画上の数値	441人	1631人
実績	395人	1521人	実績	442人	1771人
計画との差	30人	18人	計画との差	-1人	-140人

いずれの年度においても、10%未満の乖離となっておりますが、その幅は大きくなっており、また、人口推計も計画当初のものとのズレが大きくなってきていることから※、平成29年度にはさらなる乖離が予想されます。

以上のことから、平成30・31年度については、「量の見込み」について見直しを図ります。なお、見直しに当たっては、認証保育所利用者には支給認定を受けていない児童が相当数いることが想定されるため、国の算定式ではなく、保育所等の保育ニーズ率(保育施設入所者・待機者/児童人口)を新たな人口推計に乗じて得た数値とします。また、「量の見込み」の見直しに伴い、確保策についても新たに計画し直すこととします。

※ 資料2-2「将来人口推計」参照